

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

条 例

- 福島県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 一
- 福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 一
- 福島県いじめ問題調査委員会条例 一
- 福島県医療法施行条例の一部を改正する条例 二
- 福島県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例 二
- 福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例 三
- 福島県薬事審議会条例の一部を改正する条例 三
- 福島県薬剤師法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 三
- 福島県薬事法施行条例の一部を改正する条例 三
- 福島県港湾整備事業特別会計条例の一部を改正する条例 三
- 福島県県営住宅等条例の一部を改正する条例 六
- 福島県立高等学校条例の一部を改正する条例 六
- 福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例 七
- 福島県暴力団排除条例の一部を改正する条例 七

条 例

福島県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例、福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県いじめ問題調査委員会条例、福島県医療法施行条例の一部を改正する条例、福島県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例、福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例、福島県薬事審議会条例の一部を改正する条例、福島県薬剤師

法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県薬事法施行条例の一部を改正する条例、福島県港湾整備事業特別会計条例の一部を改正する条例、福島県県営住宅等条例の一部を改正する条例、福島県立高等学校条例の一部を改正する条例、福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例及び福島県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県条例第七十四号

福島県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

福島県住民基本台帳法施行条例（平成十四年福島県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

別表六の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行の日から施行する。

（市町村行政課）

福島県条例第七十五号

福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第六号ただし書中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第二条第十六項」を「第二条第十七項」に改める。

附 則

この条例は、薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行の日から施行する。

（高齢福祉課介護保険室）

福島県条例第七十六号

福島県いじめ問題調査委員会条例（設置）

第一条 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）第三十条第二項及び第三十一条第二項の規定に基づき、知事の附属機関として福島県いじめ問題調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 委員会は、知事の求めに応じ、福島県内の県立及び私立の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育

学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。）における法第二十八条第一項に規定する重大事態（以下単に「重大事態」という。）に関し、同項の規定による調査の結果について調査する。

（組織）

第三条 委員会は、委員六人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

（委員及び臨時委員）

第四条 委員会の委員及び臨時委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員が調査の対象となる重大事態に関係する者又は調査の実施に影響がある者と判明したときは、知事は、当該臨時委員を解任することができる。

5 臨時委員は、当該特別の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

（委員長）

第五条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第六条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された委員会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員及び議事に関する臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、委員が調査の対象となる重大事態に密接な関係がある者であると認められるときは、当該委員を会議に参加させないことができる。

（会議の非公開）

第七条 委員会の会議は、これを公開しない。

（秘密の保持）

第八条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第九条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

（委任）

第十条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行後最初に開催される委員会の会議は、第六条第一項本文の規定にかかわらず、知事が招集する。

（児童家庭課）

福島県条例第七十七号

福島県医療法施行条例の一部を改正する条例

第一条 福島県医療法施行条例（平成十一年福島県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中、「宮内庁」を「宮内庁」に、「労働者災害補償保険」を「労働者災害補償保険」に改め、同項第三号中「第八条第二十七項」に改め、同項第五号中「心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」を「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に改める。

第十一条第十一号中「第十二条の二」を「第十二条の二第一項」に改め、同条第十三号中「第五十五条第三項、第五十六条第二項及び第三項、第五十七条第四項並びに」を「第五十五条第六項、第五十七条第五項及び」に改め、同条第十四号中「第五十一条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条第十六号を削り、同条第十七号中「第三条の二、第四条第一項及び第二項並びに」を「以下「政令」という。」第三條の三、第四条及び」に改め、同号を同条第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 政令第五条の五の規定による申請書の受理及び知事への送付

第十一条第十八号中「医療法施行令第五条の七及び第五条の八」を「政令第五条の十二及び第五条の十三」に改める。

第二条 福島県医療法施行条例の一部を次のように改正する。

第十一条第十三号中「第五十七条第五項及び第六十八条の二第一項」を「及び第五十七条第五項」に改める。

附 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十七年四月一日から施行する。

（地域医療課）

福島県条例第七十八号

福島県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例

第一条 福島県地域医療再生臨時特例基金条例（平成二十一年福島県条例第六六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十条の四第二項第九号又は第十号」を「第三十条の四第二項第十号

又は第十一号」に改める。

第二条 福島県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十条の四第二項第十号又は第十一号」を「第三十条の四第二項第十二号又は第十三号」に改める。

附 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十七年四月一日から施行する。

(地域医療課)

福島県条例第七十九号

福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例

第一条 福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例(平成二十二年福島県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第三十条の四第二項第九号」を「第三十条の四第二項第十号又は第十一号」に改める。

第二条 福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第三十条の四第二項第十号又は第十一号」を「第三十条の四第二項第十二号又は第十三号」に改める。

附 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十七年四月一日から施行する。

(地域医療課)

福島県条例第八十号

福島県薬事審議会条例の一部を改正する条例

福島県薬事審議会条例(昭和三十六年福島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の施行の日から施行する。

(薬務課)

福島県条例第八十一号

福島県薬剤師法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県薬剤師法に係る事務処理の特例に関する条例(平成十一年福島県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

本則第三号中「第三条第一項、第四条、第五条第一項及び第六条第一項」を「第五条

第一項、第六条、第八条第一項及び第九条第一項」に改め、本則第四号中「第六条第五項及び第七条」を「第九条第五項及び第十条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(薬務課)

福島県条例第八十二号

福島県薬事法施行条例の一部を改正する条例

福島県薬事法施行条例(平成十二年福島県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例

第一条第一項の表第一号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表第五号中「又は貸与業」を「又は貸与業」に、「高度管理医療機器等販売業貸与業許可申請手数料」を「高度管理医療機器等販売業貸与業許可申請手数料」に、「及び貸与業」を「及び貸与業」に改め、同表第六号中「又は貸与業」を「又は貸与業」に、「高度管理医療機器等販売業貸与業許可更新申請手数料」を「高度管理医療機器等販売業貸与業許可更新申請手数料」に、「及び貸与業」を「及び貸与業」に改め、同表第七号上欄中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、「薬局開設許可証、」を削り、「又は高度管理医療機器等販売業貸与業許可証」を、「高度管理医療機器等販売業貸与業許可証又は再生医療等製品販売業許可証」に改め、同号中欄中「薬局開設許可証、医薬品販売業許可証又は再生医療等製品販売業許可証」の書換え交付手数料」を「医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業貸与業許可証又は再生医療等製品販売業許可証の書換え交付手数料」に改め、同表第八号上欄中「薬局開設許可証、」を削り、「又は高度管理医療機器等販売業貸与業許可証」を、「高度管理医療機器等販売業貸与業許可証又は再生医療等製品販売業許可証」に改め、同号中欄中「薬局開設許可証、医薬品販売業許可証又は再生医療等製品販売業許可証」の再交付手数料」を「医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業貸与業許可証又は再生医療等製品販売業許可証の再交付手数料」に改め、同表第九号中「する者」の下に「(届出済証の書換え交付又は再交付を含む。)」を加え、「管理医療機器販売業貸与業届出済証交付手数料」を「管理医療機器販売業貸与業届出済証交付手数料」に、「及び貸与業」を「及び貸与業」に改め、同表第十四号中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改め、同表第十六号中「第三条第三号」を「第三条ただし書」に改め、同表第十九号中「第十二条第一項」を「第二十三号の二第一項」に改め、「基づく医療機器」の下に「又は体外診断用医薬品」を加え、「医療機器製造販売業許可申請手数料」を「医療機器又は体外診断用医薬品製造販売業許可申請手数料」に改め、「第二種医療機器製造販売業許可」の下に「又

は体外診断用医薬品製造販売業許可」を加え、同表第二十三号中「第十二条第二項」を「第二十三条の第二項」に改め、「基づく医療機器」の下に「又は体外診断用医薬品」を加え、「医療機器製造販売業許可更新申請手数料」を「医療機器又は体外診断用医薬品製造販売業許可更新申請手数料」に改め、「第二種医療機器製造販売業許可」の下に「又は体外診断用医薬品製造販売業許可」を加え、同表第二十四号下欄ア中「体外診断用医薬品（法第二十三条に規定する体外診断用医薬品をいう。以下同じ。）を削り、同欄エ及びオを削り、同欄カを「エ」に改め、同欄ウ中「体外診断用医薬品以外の」を削り、同欄エ及びオを削り、同欄カを同欄エとし、同表第二十五号中「第二十六条第三項第一号」を「第二十六条第二項第一号」に改め、同表第二十七号を次のように改める。

二十七 法第二十三条の二の第三項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の申請者	医療機器製造業又は体外診断用医薬品製造業登録申請手数料	医療機器又は体外診断用医薬品の製造を行うものに係る登録の場合 一件につき四万五千二百円
--	-----------------------------	--

第一条第一項の表第二十八号下欄イ中「カ」を「エ」に改め、同欄ウ中「体外診断用医薬品以外の」を削り、同欄エ及びオを削り、同欄カを同欄エとし、同表第三十一号を次のように改める。

三十一 法第二十三条の二の第三項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の更新の申請者	医療機器製造業又は体外診断用医薬品製造業登録更新申請手数料	医療機器又は体外診断用医薬品の製造を行うものに係る登録の更新の場合 一件につき二万八千五百円
---	-------------------------------	---

第一条第一項の表第三十二号下欄ウ中「体外診断用医薬品以外の」を削り、同欄エ及びオを削り、同表第三十五号を削り、同表第三十六号中「第四十二条第一項第二号の医療用医薬品」を「第六十二条第一項の医療用医薬品として厚生労働大臣が定める医薬品」に改め、同号を同表第三十五号とし、同表第三十七号を同表第三十六号とし、同表第三十八号を同表第三十七号とし、同表第三十九号を同表第三十八号とし、同表第四十号上欄中「第五十五号」を「第五十号」に改め、同号下欄ウ中「体外診断用医薬品以外の」を削り、同欄エ及びオを削り、同号を同表第三十九号とし、同表第四十一号中「第五十五号」を「第五十号」に改め、同号を同表第四十号とし、同表第四十二号を削り、同表第四十三号下欄ア、イ及びウ中「体外診断用医薬品以外の」を削り、同欄エ及びオを削り、同号を同表第四十一号とし、同表第四十四号を同表第四十二号とし、同表第四十五号を削り、同表第四十六号を同表第四十三号とし、同表第四十七号を同表第四十四号とし、同表第四十八号を同表第四十五号とし、同表第四十九号上欄中「第五十五号」を「第五十号」に改め、同号下欄ウ中「体外診断用医薬品以外の」を削り、同欄エ及びオを削

り、同号を同表第四十六号とし、同表第五十号中「第五十五号」を「第五十号」に改め、同号を同表第四十七号とし、同表第五十一号を削り、同表第五十二号下欄ア、イ及びウ中「体外診断用医薬品以外の」を削り、同欄エ及びオを削り、同号を同表第四十八号とし、同表第五十三号を同表第四十九号とし、同表第五十四号を削り、同表第五十五号中「医療部外品若しくは医療機器」を「又は医療部外品」に改め、同号を同表第五十号とし、同表第五十六号中「医薬品等」を「医薬品、医療部外品又は化粧品」に改め、同号を同表第五十七号中「医薬品等」を「医薬品、医療部外品又は化粧品」に改め、同号を同表第五十二号とし、同表第五十八号中「（政令第五十五条において準用する場合を含む。）」を削り、「医薬品等の製造業又は医療機器の修理業」を「医薬品、医療部外品又は化粧品等の製造業」に、「医薬品等製造業許可証書換え交付手数料」に改め、同号を同表第五十三号とし、同表第五十九号中「（政令第五十五条において準用する場合を含む。）」を削り、「医薬品等の製造業又は医療機器の修理業」を「医薬品、医療部外品又は化粧品等の製造業」に、「医薬品等製造業許可証書換え交付手数料」を「医薬品等製造業許可証書再交付手数料」に改め、同号を同表第五十四号とし、同表第六十号を同表第五十五号とし、同表に次のように加える。

五十六 政令第一条の五第一項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付を受けようとする者	薬局開設許可証書換え交付手数料	一件につき二千五百円
五十七 政令第一条の六第一項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付を受けようとする者	薬局開設許可証再交付手数料	一件につき三千三百円
五十八 政令第三十七条の二第一項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付を受けようとする者	医療機器又は体外診断用医薬品製造販売業許可証書換え交付手数料	一件につき二千五百円
五十九 政令第三十七条の三第一項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の再交付を受けようとする者	医療機器又は体外診断用医薬品製造販売業許可証再交付手数料	一件につき三千三百円

<p>と す る 者</p> <p>六十 政令第三十七条の九 第一項(政令第五十五条 において準用する場合を 含む。)の規定に基づく 医療機器若しくは体外診 断用医薬品の製造業の登 録証又は医療機器の修理 業の許可証の書換え交付 を受けようとする者</p>	<p>医療機器若しく は体外診断用医 薬品製造業登録 証又は医療機器 の修理業許可証 の書換え交付手 数 料</p>	<p>一件につき二千五百円</p>
<p>六十一 政令第三十七条の 十第一項(政令第五十五 条において準用する場合 を含む。)の規定に基づ く医療機器若しくは体外 診断用医薬品の製造業の 登録証又は医療機器の修 理業の許可証の再交付を 受けようとする者</p>	<p>医療機器若しく は体外診断用医 薬品製造業登録 証又は医療機器 の修理業許可証 の再交付手数料</p>	<p>一件につき三千三百円</p>
<p>六十二 法第二十三条の二 十第一項の規定に基づく 再生医療等製品製造販売 業許可の申請者</p>	<p>再生医療等製品 製造販売業許可 申請手数料</p>	<p>一件につき十五万二千円</p>
<p>六十三 法第二十三条の二 十第二項の規定に基づく 再生医療等製品製造販売 業許可の更新の申請者</p>	<p>再生医療等製品 製造販売業許可 更新申請手数料</p>	<p>一件につき十三万四千六百円</p>
<p>六十四 法第四十条の五第 一項の規定に基づく再生 医療等製品販売業許可の 申請者</p>	<p>再生医療等製品 販売業許可申請 手数料</p>	<p>一件につき三万二千円</p>
<p>六十五 法第四十条の五第 四項の規定に基づく再生</p>	<p>再生医療等製品 販売業許可更新</p>	<p>一件につき一万四千五百円</p>

<p>医療等製品販売業許可の 更新の申請者</p> <p>六十六 政令第四十三条の 四第一項の規定に基づく 再生医療等製品の製造販 売業の許可証の書換え交 付を受けようとする者</p>	<p>再生医療等製品 製造販売業許可 証書換え交付手 数 料</p>	<p>一件につき二千五百円</p>
<p>六十七 政令第四十三条の 五第一項の規定に基づく 再生医療等製品の製造販 売業の許可証の再交付を 受けようとする者</p>	<p>再生医療等製品 製造販売業許可 証再交付手数料</p>	<p>一件につき三千三百円</p>

附則

(施行期日)

1 この条例は、薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正法による改正前の薬事法第十四条第六項の規定に基づく医療機器に係る適合性調査(承認時調査)の申請で承認についての処分がなされていないものについては、これらの事務に係る手数料の額については、なお従前の例による。

(平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等)に関する条例(平成二十三年福島県条例第六十二号)を次のように改正する。

3 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例(平成二十三年福島県条例第六十二号)を次のように改正する。

別表第一第三十七号及び第三十八号中「福島県薬事法施行条例」を「福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例」に改め、同表第三十九号中「福島県薬事法施行条例」を「福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例」に、「又は賃貸業」を「又は貸与業」に、「高度管理医療機器等販売業貸与業許可申請手数料」を「高度管理医療機器等販売業貸与業許可申請手数料」に改め、同表第四十号中「福島県薬事法施行条例」を「福

島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例に、「規定する薬局開設許可証、医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器等販売業貸貸業許可証」を「規定する医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業貸貸業許可証又は再生医療等製品販売業許可証」に、「薬局開設許可証、医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器等販売業貸貸業許可証の再交付手数料」を「医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業貸貸業許可証又は再生医療等製品販売業許可証の再交付手数料」に改め、同表第四十一号中「福島県薬事法施行条例」を「福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例」に、「管理医療機器販売業貸貸業届出済証交付手数料」を「管理医療機器販売業貸貸業届出済証交付手数料」に改め、同表第四十二号から第四十九号までの規定中「福島県薬事法施行条例」を「福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例」に改め、同表第五十号中「福島県薬事法施行条例」を「福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例」に、「三十六」を「三十五」に改め、同表第五十一号中「福島県薬事法施行条例」を「福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例」に、「四十六」を「四十三」に改め、同表第五十二号中「福島県薬事法施行条例」を「福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例」に、「五十六」を「五十一」に改め、同表第五十三号中「福島県薬事法施行条例」を「福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例」に、「五十七」を「五十二」に改め、同表第五十四号上欄中「福島県薬事法施行条例」を「福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例」に、「五十九」を「五十四」に改め、「又は医療機器の修理業」を削り、同号下欄中「医薬品等製造業又は医療機器の修理業許可証再交付手数料」を「医薬品等製造業許可証再交付手数料」に改める。

(薬務課)

福島県条例第八十三号

福島県港湾整備事業特別会計条例の一部を改正する条例

福島県港湾整備事業特別会計条例(昭和三十九年福島県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「埋立地その他の財産の売払代金」を「財産収入」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(港湾課)

福島県条例第八十四号

福島県営住宅等条例の一部を改正する条例

福島県営住宅等条例(昭和三十五年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項に次の一号を加える。
九 平成二十三年三月十一日において対象地域(東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成二十四年法律第四十八号)第八条第一項の規定に基づく支援対象地域であつて別表第三に規定する市町村の地域をいう。)に居住していた者であつて、同日以後に避難のために住所若しくは居所を移転したも又は住所若しくは居所を移転しようとするもの(第七条において「支援対象避難者」という。)

第七条第四項中「若しくは小学校」を、「小学校」に改め、「を扶養する者」の下に「若しくは支援対象避難者」を加える。

別表第一の一の表福島県営六人町団地の項及び福島県営上湯長谷団地の項を削る。

別表第三(第五条関係)

対象地域
福島市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 桑折町 国見町 川俣町 大玉村 鏡石町 天栄村 西郷村 泉崎村 中島村 矢吹町 棚倉町 矢祭町 塙町 鮫川村 石川町 玉川村 平田村 浅川町 古殿町 三春町 小野町 広野町 檜葉町 川内村 新地町

備考 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第二十九条第一項の避難指示区域は、対象地域から除く。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(建築住宅課)

福島県条例第八十五号

福島県立高等学校条例の一部を改正する条例

福島県立高等学校条例(昭和三十九年福島県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

別表福島県立双葉翔陽高等学校の項の次に次のように加える。

福島県立ふたば未来学園高等学校 双葉郡広野町

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(高校教育課)

福島県条例第八十六号

福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例

福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例（平成八年福島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。
第十五条第四号中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（生活安全企画課）

福島県条例第八十七号

福島県暴力団排除条例の一部を改正する条例

福島県暴力団排除条例（平成二十三年福島県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第七号中「少年院法（昭和二十三年法律第六十九号）第十六条」を「少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第三条」に改める。

附 則

この条例は、少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）の施行の日から施行する。

（組織犯罪対策課）